

平成 28 年 10 月

秋風が気持ちの良い季節になってきました。みなさまいかがお過ごしでしょうか。

厚生労働省は 10 月 4 日の閣議に、2016 年版厚生労働白書を報告しました。高齢化を乗り越える社会づくりがテーマで、40～59 歳の男女の約 84%が高齢期の独り暮らしを不安に感じているとのことで、高齢者を地域全体で支える重要性を訴えられています。

では実際独り暮らしをされている高齢者の方はどのように暮らされているのでしょうか。元氣にご自分で生活を送られている方もいらっしゃるでしょう。何らかのサービスを利用しながらご自宅での生活を続けている方もいらっしゃるかと思います。今回は訪問介護の生活援助についてお伝えしたいと思います。

**訪問介護（ヘルパー）の生活援助**とは、

- 食事の支度（調理）、配膳、後片付け
- ご本人が日常着用している衣類の洗濯
- ご本人が寝起きしている布団を干す、シーツやタオルを換える
- ご本人が日常使用する部屋や浴室・洗面所・トイレ掃除などです。



同居家族がいる場合の生活援助は基本的にできないことになっています。家族が日中仕事で留守にしている場合でも、ご本人の昼食はあらかじめ準備できるはず、掃除や洗濯も家族が在宅中に行えるはずという考え方です。

生活援助の目安は「本人に直接かかわることで、本人ができず、それがされないと日常生活に支障が生じること」に限られます。

では以下の家事はヘルパーに行ってもらえるのでしょうか。

- 窓ふき、換気扇の掃除、排水溝の掃除、ベランダの掃除
- 電球の取り換え、家具の入れ換え、大量のごみ処分、修理・修繕、車の洗車
- 庭の掃除、植木の水やり、草むしり、ペットの世話
- 手の込んだ料理、おせちなどの特別な料理
- 来客の対応

上記のうち、ヘルパーができるのは窓ふきと電球の取り換え、それともご本人がいつも使う居室であれば可能です。あとは基本的に行うことができません。

介護保険法に「これらの行為をやってはいけない」と、具体的に禁止されているわけではありませんが、介護保険の財源が家事に使われるのはいかがなものかとの声も大きく、生活支援の部分は提供時間が削られるなど、法改正のたびに使いにくいものになっています。

どうしてもしてほしい場合は、、、何があるのでしょうか？



次回、お伝えしたいと思います。